

IV 令和3年度 授業力向上研修実施要領

1 ねらい

授業力向上研修は、最新の教育動向を踏まえ、本県の教育課題に直結する研修を実施することにより、教員個々の課題解決へのモチベーションを高め、授業力等の更なる向上を図ろうとするものである。

2 特徴

- (1) 授業力向上研修は基本研修であり、教員のキャリア・ライフステージに位置づけられている悉皆研修。
※ 大学等で免許状を更新した場合も授業力向上研修（30時間）を受講する。その場合、認定試験の受験は任意である。該当者は総合教育センター授業力向上研修担当まで事前に伝えること。
- (2) 授業力向上研修の研修講座（「必修」「選択必修」「教科外」「教科等」「専門Ⅰ」「専門Ⅱ」）を修了又は履修することにより、認定された時数を免許状更新講習の履修時数に充てることができる。

－免許状更新講習－

平成21年4月1日に教員免許更新制が導入されたことにより、受講期間（「修了確認期限（有効期間の満了の日）」の2年2か月前から2か月前までの2年間）内に受講することが義務付けられた講習である。

3 研修の対象者

現職（再任用を除く）の教諭、養護教諭及び栄養教諭のうち、下記事項のいずれかに該当する者。

- (1) 免許状更新講習の「修了確認期限（有効期間の満了の日）」が令和5年（2023年、平成35年）3月31日の者
 - ア 旧教員免許状を有する教諭、養護教諭においては、生年月日が下記の期間に該当する者
昭和42年4月2日～昭和43年4月1日
昭和52年4月2日～昭和53年4月1日
 - イ 新教員免許状を有する教諭、養護教諭、栄養教諭においては、教員免許状に記載してある「有効期間の満了の日」が令和5年（2023年、平成35年）3月31日の者
※ 新教員免許状のみを所有している者で、教諭、養護教諭、栄養教諭の免許状のいずれかを複数所有している者は、翌年度も対象者になる可能性がある。該当者がいる学校の所属長は、事前に総合教育センター企画担当（TEL:0198-27-2833）に問い合わせること。
- (2) 免許状更新講習の「修了確認期限」が令和4年（2022年、平成34年）3月31日までの者のうち、授業力向上研修を修了していない者
- (3) 過年度において免許状更新講習の「修了確認期限」の延期申請をした者のうち、令和3年度が免許状更新講習の受講期間に該当する者
- (4) 過年度の研修対象者で、大学等が開設する免許状更新講習を修了した者のうち、授業力向上研修を修了していない者
- (5) 過年度の研修対象者で、大学等で新たに上級免許・新規免許を取得したが、基本研修としての授業力向上研修を受講していない者

4 研修期間

免許状更新講習の受講期間（2年間）と同様とし、前1年間での研修を基本とする。

5 認定試験

- (1) 研修講座（「必修」「選択必修」「教科外」「教科等」「専門Ⅰ」「専門Ⅱ」）ごとに認定試験を行う。
- (2) 認定試験は筆記試験を原則とする。
- (3) 認定試験時間は30分又は1時間とし、研修講座ごとに研修時間内に行う。
- (4) 大学等が開設する免許状更新講習で免許状を更新済み（又は予定）で、授業力向上研修を受講する研修者の認定試験の受験は任意である。認定試験受験の有無については所属長と協議の上、総合教育センター授業力向上研修担当まで事前に伝えること。

6 修了及び履修

(1) 修了

夏期又は冬期において、「必修」「選択必修」と「教科外」「教科等」又は「専門Ⅰ」「専門Ⅱ」のすべての研修講座を受講し認定試験に合格することにより、本研修を修了したものとす。「免許状更新講習修了証明書」の発行をもってこれを証明する。

(2) 履修

「必修」「選択必修」と「教科外」「教科等」又は「専門Ⅰ」「専門Ⅱ」の研修講座を、同年度の夏期と冬期又は研修期間の1年目と2年目に分けて受講し認定試験に合格することにより、本研修の一部を履修したものとす。認定した時数分の「免許状更新講習履修証明書」の発行をもってこれを証明する。

7 研修の日程

【夏期】令和3年(2021年)7・8月

日	月	火	水	木	金	土
25	26 「必修1」	27 「選択必修1」	28 小学校教諭 「教科外1」 特別支援学校教諭 「教科外」	29 小学校教諭「教科等1」 特別支援学校教諭「教科等」	30	31
1	2 高等学校教諭 「教科外」 養護教諭「専門Ⅰ」 栄養教諭「専門Ⅰ」	3 高等学校教諭「教科等」 養護教諭「専門Ⅱ」 栄養教諭「専門Ⅱ」	4	5 中学校教諭「教科等」	6	7
8 山の日	9 休日	10 中学校教諭 「教科外」	11	12	13	14

【冬期】令和4年(2022年)1月

日	月	火	水	木	金	土
2	3	4	5 「必修2」	6 「選択必修2」	7 小学校教諭 「教科外2」	8
9	10 成人の日	11 小学校教諭「教科等2」	12	13	14	15

講座毎の履修時間（休憩を除く実時間）と研修時期は、校種又は職種により次のとおりとする。

《小学校教諭》

- ・「必修」（6時間）及び「選択必修」（6時間）、「教科外」（6時間）及び「教科等」（12時間）の計30時間を履修する。
- ・次のいずれかの組み合わせを希望することができる。
 - ア 夏期に「必修1」「選択必修1」と「教科外1」「教科等1」を履修
 - イ 夏期に「必修1」「選択必修1」、冬期に「教科外2」「教科等2」を履修
 - ウ 夏期に「教科外1」「教科等1」、冬期に「必修2」「選択必修2」を履修
 - エ 冬期に「必修2」「選択必修2」と「教科外2」「教科等2」を履修
- ※ 原則として、「必修」と「選択必修」を夏期と冬期に分けて履修することはできない。また、「教科外」と「教科等」を夏期と冬期に分けて履修することや、今年度と次年度に分けて履修することはできない。

《中学校教諭》《高等学校教諭》《特別支援学校教諭》

- ・「必修」（6時間）及び「選択必修」（6時間）、「教科外」（6時間）及び「教科等」（12時間）の計30時間を履修する。
- ・次のどちらかの組み合わせを希望することができる。
 - ア 夏期に「必修1」「選択必修1」と「教科外」「教科等」を履修
 - イ 夏期に「教科外」「教科等」、冬期に「必修2」「選択必修2」を履修
- ※ 原則として、「必修」と「選択必修」を夏期と冬期に分けて履修することはできない。また、「教科外」と「教科等」を今年度と次年度に分けて履修することはできない。

《養護教諭》《栄養教諭》

- ・「必修」（6時間）及び「選択必修」（6時間）、「専門Ⅰ」（6時間）及び「専門Ⅱ」（12時間）の計30時間を履修する。
- ・次のどちらかの組み合わせを希望することができる。
 - ア 夏期に「必修1」「選択必修1」と「専門Ⅰ」「専門Ⅱ」を履修
 - イ 夏期に「専門Ⅰ」「専門Ⅱ」、冬期に「必修2」「選択必修2」を履修
- ※ 原則として、「必修」と「選択必修」を夏期と冬期に分けて履修することはできない。また、「専門Ⅰ」と「専門Ⅱ」を今年度と次年度に分けて履修することはできない。

8 研修の内容

小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭、栄養教諭ごとに、次に示すとおりとする。詳細（時程、内容、講師など）は、後日別途通知する。

《小学校教諭》

	内容	実施期日	会場
必修 1日 (6時間)	<p>【5講座】※全校種・職種共通</p> <p>① 授業力向上研修の概要</p> <p>② 本県の教育行政について</p> <p>③ 国の教育政策や世界の教育の動向</p> <p>④ 共に学び、共に育つ教育を目指す特別支援教育の推進</p> <p>⑤ 学校で活かす実効的なカウンセリング理論と技法</p>	<p>[夏期] 必修1 7月26日(月)</p> <p>[冬期] 必修2 1月5日(水)</p>	アイーナ
選択必修 1日 (6時間)	<p>【1講座(選択)】※全校種・職種共通</p> <p>A 危機管理・学校事故と法(定員:夏期・冬期それぞれ200名)</p> <p>学校における事件・事故災害に対する組織的対応について、学校安全に関する講義及び演習を通して、教員に求められる最新の知識・技能を習得し、今日的な教育課題に関する法的知識と発生時の危機対応について理解を深める。</p> <p>B キャリア教育(定員:夏期・冬期それぞれ200名)</p> <p>キャリア教育に関する講義・演習を通して、キャリア教育の現状と課題、地域と協働して進めるキャリア教育の必要性、児童生徒の将来の社会的・職業的自立に向けた学校教育の在り方を学び、学校教育におけるキャリア教育の進め方について理解を深める。</p> <p>C 教育相談(いじめ・不登校への対応)(定員:夏期・冬期それぞれ200名)</p> <p>学校臨床心理学の専門家による教育相談の講義・演習を通して、児童生徒のいじめ、不登校等について、臨床心理学的な観点からそのアセスメントや適切な対応等について学ぶ。また、いじめ、不登校等に係る岩手県の現状や課題を捉え、学校として組織的な対応の在り方等について、講義・演習を通して理解を深める。</p>	<p>[夏期] 選択必修1 7月27日(火)</p> <p>[冬期] 選択必修2 1月6日(木)</p>	<p>A・B 総合教育センター 生涯学習推進センター (予定)</p> <p>C アイーナ (予定)</p> <p>人数により、会場が変更になる可能性あり。</p>

<p>教科外 1日 (6時間)</p>	<p>【5講座】 ① 岩手の小学校教育の充実を目指して ② 岩手における学力向上への取組 ③ 選択講座A《1講座選択》 ア 本県における生徒指導 イ 小学校におけるいわての復興教育の取組 ウ 小学校における情報活用能力（情報モラルを含む）の育成 エ 本県における地域と学校の連携・協働の推進 ④ 選択講座B《1講座選択》 ア 外国語教育の実際 イ 特別支援教育の実際 ウ 特別活動の実際 ⑤ 年代別講座 ア 学級経営改善の視点 (30代) イ 学校を支える教員の在り方 (40代) ウ 教員の在り方を見つめ直す (50代)</p>	<p>[夏期] 教科外1 7月28日(水)</p> <p>[冬期] 教科外2 1月7日(金)</p>	<p>総合教育センター 生涯学習推進センター</p>
<p>教科等 2日 (12時間)</p>	<p>【1講座】 ⑥ 教科 社会、理科、生活／家庭、音楽、図画工作、体育</p>	<p>[夏期] 教科等1 7月29日(木) 7月30日(金)</p> <p>[冬期] 教科等2 1月11日(火) 1月12日(水)</p>	<p>総合教育センター 生涯学習推進センター</p>

※ 「教科外」の①と②は、研修者全員が履修する。

※ 「教科外」の③と④は、それぞれ1講座を選択し履修する。

※ 「教科外」の⑤は、年代別区分に応じて該当する講座を履修する。

※ 「教科等」の⑥は、6教科（生活、家庭はいずれかを選択）すべて履修する。

《中学校教諭》

内容		実施期日	会場
必修	小学校教諭に同じ		
選択必修	小学校教諭に同じ		
<p>教科外 1日 (6時間)</p>	<p>【4講座】 ① 岩手の中学校教育の充実を目指して ② 岩手における学力向上への取り組み ③ 選択講座《2講座選択》 ア 本県における生徒指導 イ 中学校におけるいわての復興教育の取組 ウ 中学校における情報活用能力（情報モラルを含む）の育成 エ 「特別の教科 道徳」の指導と評価の一体化 オ 本県における地域と学校の連携・協働の推進 ④ 年代別講座 ア 学級経営改善の視点 (30代) イ 学校を支える教員の在り方 (40代) ウ 教員の在り方を見つめ直す (50代)</p>	<p>[夏期] 8月10日(火)</p>	<p>総合教育センター 生涯学習推進センター</p>
<p>教科等 2日 (12時間)</p>	<p>【1講座】 ⑤ 教科別講座《1講座選択》 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、 家庭、外国語（英語）</p>	<p>[夏期] 8月5日(木) 8月6日(金)</p>	<p>総合教育センター</p>

- ※ 「教科外」の①、②は、研修者全員が履修する。
- ※ 「教科外」の③は、2講座を選択し履修する。
- ※ 「教科等」の④は、年代別区分に応じて該当する講座を履修する。
- ※ 「教科等」の⑤は、1教科を選択し履修する。

《高等学校教諭》

内容		実施期日	会場
必修	小学校教諭に同じ		
選択必修	小学校教諭に同じ		
教科外 1日 (6時間)	【4講座】 ① 岩手の高等学校教育の充実を目指して ② コミュニケーション能力の育成 ③ 年代別講座 ア 学級・学年における組織マネジメント (30代) イ ミドルリーダーとしての組織マネジメント (40代) ウ 学校を支える組織マネジメント (50代) ④ 選択講座《1講座選択》 ア 高等学校におけるいわての復興教育の取組 イ 高等学校における情報活用能力(情報モラルを含む)の育成 ウ 教育活動と教育法規 エ 高等学校における特別支援教育の充実 オ 本県における地域と学校の連携・協働の推進	[夏期] 8月2日(月)	総合教育センター 生涯学習推進センター
教科等 2日 (12時間)	【1講座】 ⑤ 教科別講座《1講座選択》 国語、地理歴史・公民、数学、理科、保健体育、 外国語(英語)、家庭、水産、福祉、情報、 農業、工業、商業	[夏期] 8月3日(火) 8月4日(水)	総合教育センター ※教科別講座農業は別会場

- ※ 「教科外」の①、②は、研修者全員が履修する。
- ※ 「教科外」の③は、年代別区分に応じて該当する講座を履修する。
- ※ 「教科外」の④は、1講座を選択し履修する。
- ※ 「教科等」の⑤は、1教科を選択し履修する。
 また、水産・福祉・情報と、音楽・美術・書道は年度毎交互に実施する。
 (令和3年度(2021年度)に水産・福祉・情報を実施し、令和4年度(2022年度)に音楽・美術・書道を実施する)

《特別支援学校教諭》

内容		実施期日	会場
必修	小学校教諭に同じ		
選択必修	小学校教諭に同じ		
教科外 1日 (6時間)	【4講座】 ① 岩手の特別支援教育の充実を目指して ② 年代別講座 ア 個を大切にしたい指導と学習活動の展開 (30代) イ 学級・学校づくりと授業の充実 (40代) ウ 学校運営と学校評価・外部連携 (50代) ③ 選択講座A《1講座選択》 ア 特別支援学校における情報活用能力(情報モラルを含む)の育成 イ 児童生徒支援につなげる保護者連携 ウ 本県における地域と学校の連携・協働の推進 ④ 特別支援学校におけるいわての復興教育の取組	[夏期] 7月28日(水)	総合教育センター

教科等 2日 (12時間)	【4講座】	[夏期] 7月29日(木) 7月30日(金)	総合教育 センター
	⑤ 発達障がいのある児童生徒の理解と支援 ⑥ 事例研究を生かした授業の展開 ⑦ 特別支援学校の教育課程と各教科等の指導 ⑧ 選択講座B《1講座選択》 ア 自立に向けた主体的な取組を支援する授業づくり イ 心理検査を生かした指導・支援		

※ 「教科外」「教科等」の①、④、⑤、⑥、⑦は、研修者全員が履修する。

※ 「教科外」の②は、年代別区分に応じて該当する講座を履修する。

※ 「教科外」「教科等」の③、⑧は、1講座を選択し履修する。

《養護教諭》

内容		実施期日	会場
必修	小学校教諭に同じ		
選択必修	小学校教諭に同じ		
専門Ⅰ 1日 (6時間)	【4講座】 ① 岩手の養護教諭が目指すもの ② 保健室経営の評価と改善 ③ 年代別講座 ア 学校保健課題解決のための保健室経営と協働の推進 (30代) イ ミドルリーダーとしての学校保健の推進と保健室経営 (40代) ウ 学校経営に生かす保健室経営 (50代) ④ 養護教諭における危機管理体制の構築	[夏期] 8月2日(月)	総合教育 センター
	専門Ⅱ 2日 (12時間)		

※ 「専門Ⅰ」「専門Ⅱ」の①、②、④、⑤、⑥、⑦は、研修者全員が履修する。

※ 「専門Ⅰ」の③は、年代別区分に応じて該当する講座を履修する。

《栄養教諭》

内容		実施期日	会場
必修	小学校教諭に同じ		
選択必修	小学校教諭に同じ		
専門Ⅰ 1日 (6時間)	【3講座】 ① 家庭科における食に関する指導のポイント ② 家庭科における食に関する学習指導案の検討・発表 ア 発達段階に応じた食に関する指導と事後指導の在り方 (30代) イ 教科等の学習内容と学校給食を関連付けた指導の実際 (40代・50代) ③ 学校給食管理 ア 児童生徒の状況を踏まえた栄養管理及び関係機関等と連携した衛生管理と改善の実際 (30代) イ 教職員と連携した栄養管理及び衛生管理の実際 (40代・50代)	[夏期] 8月2日(月)	総合教育 センター

専門Ⅱ 2日 (12時間)	【7講座】 ④ 岩手の栄養教諭が目指すもの ⑤ スポーツを行う児童生徒への指導 ⑥ 食にかかわる個別的な相談指導の在り方 ⑦ 食物アレルギーについて（エビペントレーナーによる実習） ⑧ 特別活動における食に関する指導のポイントと指導の例 ⑨ 児童生徒の発達段階に配慮した指導の在り方 ⑩ 栄養教諭に期待する学校現場での役割	[夏期] 8月3日（火） 8月4日（水）	総合教育センター
----------------------------	---	----------------------------	----------

※ 「専門Ⅰ」「専門Ⅱ」の①、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩は研修者全員が履修する。

※ 「専門Ⅰ」の②、③は、年代別区分に応じて該当する講座を履修する。

9 研修の申込み手続き

(1) 研修対象者の確認 <5月中旬・下旬>

所属長は、研修者本人が所有している「所有免許状確認票」及び県教育委員会事務局教職員課が送付する「修了確認期限（有効期間の満了の日）一覧表」、並びに総合教育センターが送付する「学校毎研修者数割当一覧」により、研修対象者を確認すること。

(2) 事前調査への回答 <5月下旬>

所属長は、総合教育センターが送付する「事前調査回答要領」を研修対象者に配付し、希望を確認した上で岩手教育情報交流ネットにより回答すること。

ー主な調査内容ー

・研修時期（夏期・冬期）

※ 「必修」「選択必修」及び小学校教諭「教科外」「教科等」については、学校ごとに研修者数を夏期と冬期に割り当て指定する。

※ 研修者が複数いる場合は、事前に校内で調整してから回答すること。

※ 30ページ「3研修の対象者（2）」に該当する者は、期限2か月前までに手続きを完了するため、夏期の受講とする。

・「選択必修」の選択講座の希望

※ 会場の収容能力等を考慮し定員を設ける。

「A 危機管理・学校事故と法」は、夏期・冬期それぞれ200名

「B キャリア教育」は、夏期・冬期それぞれ200名

「C 教育相談（いじめ・不登校への対応）」は、夏期・冬期それぞれ200名

・「教科外」「教科等」の選択講座の希望

・中学校教諭・高等学校教諭「教科等」の教科別講座の選択

(3) 「免許状更新講習受講申込書」の作成・提出 <6月下旬>

研修対象者は、総合教育センターが送付する「授業力向上研修対象者個票（決定通知）」をもとに「授業力向上研修受講申込書」を作成し所属長に提出すること。

「免許状更新講習」として認定試験を受験する場合は、顔写真を添付すること。

大学等で免許状更新講習を受講し、免許状を更新済み（又は予定）の場合は、認定試験の受験は任意である。受験しない場合は、申込書にある「教育職員免許状更新講習履修認定試験受験申込書」の部分の記入及び写真の添付は不要である。

所属長は、研修対象者から提出された「授業力向上研修受講申込書」をとりまとめ、総合教育センター所長宛てに提出すること。

※ 「授業力向上研修受講申込書」の提出をもって、授業力向上研修の申込みとする。

※ 「授業力向上研修受講申込書」の提出期限等については、後日通知する。

(4) 授業力向上研修の業務日程

時期	総合教育センター	所属長・研修者	教職員課免許担当
4月			
5月	上旬		
	中旬	「延期届」【提出】(随時)	「修了確認期限(有効期間の満了の日)一覧」送付
	下旬	研修者の確認 事前調査【回答】(交流ネット)	
	「事前調査実施依頼」「回答要領」「研修者割当一覧」送付		
6月	上旬		
	中旬	「研修対象者個票(決定通知)」 【確認】	
	下旬	「免許状更新講習申込書」【提出】	
7月	上旬	※ 研修者名簿で受講する講座を確認する	
	中旬		
	下旬	授業力向上研修【夏期】 研修参加	
8月	上旬	授業力向上研修【夏期】 研修参加	
	中旬	授業力向上研修【夏期】 研修参加	
	下旬		
9月	上旬		
	中旬	「修了証明書」「履修証明書」発行・送付 「修了証明書」「履修証明書」受領 <旧免許状の方> ■更新講習修了確認申請書【申請】 <新免許状の方> ■免許状更新講習の修了による有効期間更新申請書【申請】	更新講習修了確認申請書 (免許状更新講習による有効期間更新申請書)について
	下旬		
10月			※ 提出期日(月2回) 15日締切 月末締切
11月			※ 申請は、修了確認期限(有効期間の満了の日)の2か月前までに行うこと。
12月	上旬	※ 研修者名簿で受講する講座を確認する	
	中旬		
	下旬		
1月	上旬	授業力向上研修【冬期】 研修参加	【注意】 修了確認期限(有効期間の満了の日)が、 2022年(令和4年)3月31日の場合は、1 月末日までに届くように郵送すること。
	中旬	授業力向上研修【冬期】 研修参加	
	下旬		
2月	上旬	「修了証明書」「履修証明書」発行・送付 「修了証明書」「履修証明書」受領 <旧免許状の方> ■更新講習修了確認申請書【申請】 <新免許状の方> ■免許状更新講習の修了による有効期間更新申請書【申請】	
	中旬		
	下旬		
3月			

【注意】

授業力向上研修を受講し、「免許状更新講習修了証明書」又は「免許状更新講習履修証明書」を受領しただけでは、教員免許状の有効期限は更新されない。必ず、県教育委員会事務局教職員課に申請すること。申請は、下記のとおり旧免許状と新免許状で申請書類が異なるので注意すること。

＜旧免許状＞

更新講習修了確認申請書（様式第23号）

＜新免許状＞

免許状更新講習の修了による有効期間更新申請書（様式第20号）

なお、申請については、次のアドレスにアクセスし確認すること。

岩手県ホームページ

URL <https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/kyoushokuin/kyouin/1006537.html>

「教育・文化」⇒「教育」⇒「教職員」⇒「教育職員免許状」

⇒「3 免許更新のための手続き（申請様式）について」

10 研修の延期と手続き

「今年度の研修を次年度に延期」及び免許状更新講習受講申込書を提出した者が「今年度の夏期研修を冬期研修に延期」する場合、所属長が下記の「やむを得ない事由」に該当しているか確認した上で、所定の手続きをすることにより延期することができる。

－やむを得ない事由－

ア 休職中であること

イ 引き続き90日以上病気休暇、産前産後の休業、育児休業又は介護休暇の期間中であること

ウ 地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となっていること

エ 海外在留邦人のための在外教育施設若しくは外国の教育施設において教育に従事していること

オ 大学の大学院若しくは専攻科の課程に専修免許状の取得を目的として在学していること

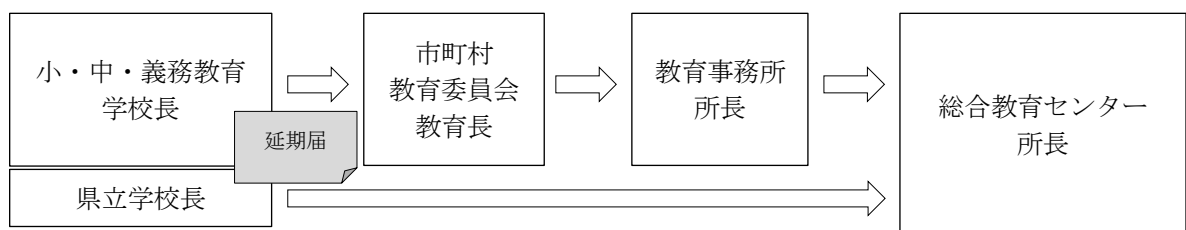
カ 教員となった日から、免許状更新講習の修了確認期限（又は有効期間の満了の日）までの期間が2年2か月未満であること

キ 緊急の公務、突発的な事故、病気等によること

ク その他（総合教育センター授業力向上研修担当に問い合わせること）

＜延期申請手続き＞

該当者（前年度に引き続き延期の者も含む）がいる場合、事前に総合教育センター企画担当宛てに電話でその旨を連絡する。その後、所属長は「延期届」（本研修の手引63ページ【研修様式4】）を総合教育センター所長宛てに提出する。なお、小・中学校においては、事前に所属長が所管する教育委員会と協議すること。



【注意】免許状更新講習に係わる修了確認期限（有効期間の満了の日）の延期（延長）について

免許状更新講習の修了確認期限（有効期間の満了の日）を延期（延長）する場合は、**授業力向上研修の延期手続きとは別に、県教育委員会事務局教職員課への手続きが必要である**（詳細については、県教育委員会事務局教職員課免許担当に確認すること。）。

11 上級免許・新規免許状を取得した場合の手続き

研修対象者が、上級免許・新規免許状を取得した場合、所定の手続きをすることにより延期（延長）することができる。ただし、旧免許状と、新免許状で扱いが異なるので注意すること。

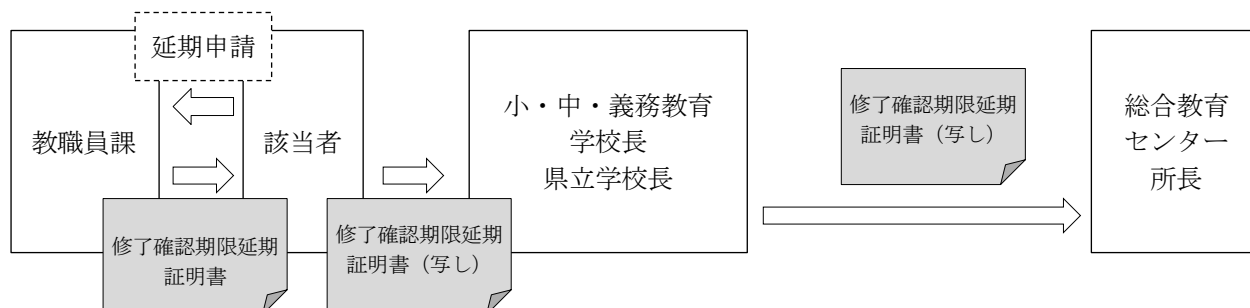
また、上級免許・新規免許状の取得により免許の修了確認期限（有効期間の満了の日）が延期（延長）になる場合にも総合教育センターに【研修様式4】延期届を提出すること。提出の際に、修了確認期限（有効期間の満了の日）が証明できるものとして、県教育委員会事務局教職員課から届く修了確認期限延期証明書（有効期間更新証明書）の写しを添付すること。

<旧免許状所有者>

授与年月日の異なる複数の旧免許状を所有する場合、原則として修了確認期限は変わらない。生年月日又は栄養教諭免許状の授与年月日で確認すること。

ただし、免許状更新講習の受講義務のある現職教員については、最後に取得した教員免許状の授与年月日の10年後まで修了確認期限を延期することができる。

該当者がいる場合、所属長は、該当者から県教育委員会事務局教職員課が発行する「修了確認期限延期証明書」の写しを受け取り、総合教育センター所長宛てに提出すること。



【注意】免許状更新講習の修了確認期限の延期申請について

上級免許・新規免許を取得しただけでは、修了確認期限は延期されない。県教育委員会事務局教職員課に延期申請を行うこと。なお、特別支援学校教諭免許状に、新しい特別支援教育領域を追加しただけでは修了確認期限は延期されない。

<新免許状所有者>

有効期間の満了の日の異なる複数の新免許状を所有する場合、最も遅い有効期間の満了の日に自動的に統一される。所有する免許状に記載された有効期間の満了の日のうち、最も遅い日を確認すること。

この場合、県教育委員会事務局教職員課に対する有効期間の延長申請は不要である。

授業力向上研修Q & A (問い合わせが多かったもの)

個別のお問い合わせは、総合教育センター企画担当[電話：0198-27-2833]までお願いします(番号のかけ間違いに注意)。

Q1： 授業力向上研修と免許状更新講習との違いは何ですか？

A1： 授業力向上研修は、岩手県教育委員会が平成21年度に教員の研修体系を見直した際に、初任者研修・教職経験者研修等に続く基本研修として新設した研修です。参加については、管理職による出張命令を受けます。一方、大学等で実施されている免許状更新講習は、教員免許状の更新を目的として各個人が独自に申込み参加する研修です。

なお、授業力向上研修は、岩手県教育委員会が教職員支援機構に申請し、免許状更新講習として文部科学大臣から認定されているため、免許状更新講習としての性格も併せ持っています。

Q2： 授業力向上研修の対象者について詳しく教えてください。

A2： 授業力向上研修の対象者は、岩手県教育委員会が任命権者となる現職(再任用を除く)の教諭、養護教諭及び栄養教諭です。

校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、指導養護教諭、実習教諭、寄宿舎指導員、常勤・非常勤の講師は、授業力向上研修の対象ではありません。

Q3： 授業力向上研修の対象の年度を知るためにはどうすればよいですか？

A3： 授業力向上研修の研修期間は、免許状更新講習の講習期間(「修了確認期限(有効期間の満了の日)」の2年2か月前から2か月前まで)と同じであり、基本的に研修期間(2年間)のうち、前1年間に該当する年度が対象年度となります。

旧免許状を有する方は、岩手県教育委員会から配付された「所有免許状確認票」及び所属長宛てに送付された「修了確認期限一覧」に記載されている修了確認期限で研修期間を確認することにより、対象年度を知ることができます。

新免許状のみ有する方は、所有している「教員免許状」又は岩手県教育委員会から配付された「所有免許状確認票」及び所属長宛てに送付された「有効期間の満了の日一覧」に記載されている有効期間の満了の日で研修期間を確認することにより、対象年度を知ることができます。

また、文部科学省webページにある「教員免許状の有効期間確認ツール」をダウンロードして必要事項を入力することにより、対象年度を知ることができます。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/013/1420173.htm

なお、このツールはあくまでも本人が教員免許状の期限等を確認するためのものであるため、証明等の効力を有するものではありませんので注意してください。

Q 4 : 授業力向上研修は、2年間のうち、いつ受けることになるのですか？

A 4 : 免許状更新講習受講期間の前1年間での研修を基本とします。

病気・ケガ・校務都合等、所属長（小・中学校は、事前に所管の教育委員会と校長が協議すること。）が妥当と認める事由であるときは、「延期届」（「令和3年度教職員研修の手引」63ページ【研修様式4】）の提出により、全体あるいは一部を翌年度に履修することとなります。なお、提出前に総合教育センター授業力向上研修担当者に電話連絡願います。

Q 5 : 研修対象者への特例はありますか？

A 5 : 研修対象者は、「修了確認期限（有効期間の満了の日）」に基づき決定します。上級免許の取得や大学等での免許状更新講習の受講など、平成30年度までは一部免除になる講座もありましたが、令和元年度からは免除になりません。詳細は所属校の管理職を通して総合教育センター授業力向上研修担当にお問い合わせください。

【例1「大学等で免許状更新講習を受講した場合」】

◎ 令和元年度からは、「必修」「選択必修」「教科外」「教科等」「専門Ⅰ」「専門Ⅱ」の研修は免除になりません。大学等で免許状更新講習を受講し、免許状を更新済（予定を含む）でも、授業力向上研修を受講する必要があります。その場合には認定試験の受験は任意ですので、所属長と協議の上、受験の有無を総合教育センター授業力向上研修担当まで事前にお知らせください。

【例2「上級免許、新規免許を取得した場合」】

◎ 旧免許状所有者と、新免許状所有者で扱いが異なります。

詳しくは、「11 上級免許・新規免許状を取得した場合の手続き」をご覧ください。

なお、過年度に授業力向上研修の受講対象となり、その後に上級免許又は新規免許の取得により修了確認期限（有効期間の満了の日）が延期又は延長になっても、基本研修として受講の対象になります。

Q 6 : 授業力向上研修の延期事由にはどのようなものがありますか？

A 6 : 授業力向上研修の延期事由は、免許状更新講習の「修了確認期限（有効期間の満了の日）」の延期事由と同様です。

Q 7 : 授業力向上研修の内容と免許状更新講習への対応について教えてください。

A 7 : 研修内容の概要は次のとおりで、原則として30時間（免許状更新講習に必要な時数）すべてを履修する必要があります。

【小学校教諭・中学校教諭・高等学校教諭・特別支援学校教諭】

内容		日数（時数）	更新講習対応
必修	授業力向上研修の概要、本県教育行政の課題、国の教育政策や世界の教育の動向、共に学び、共に育つ教育を目指す特別支援教育の推進、学校で活かす実効的なカウンセリング理論と技法	1日（6時間） 講義・演習 5.5時間 認定試験 0.5時間	必修6時間
選択必修	危機管理・学校事故と法、キャリア教育、教育相談（いじめ・不登校への対応）	1日（6時間） 講義・演習 5.5時間 認定試験 0.5時間	選択必修6時間

教科外 教科等	小学校教諭	社会、理科、生活／家庭、音楽、図画工作、体育、学力向上、いわての復興教育、家庭・地域連携、情報活用能力、特別活動、特別支援教育、年代別マネジメント 等	教科外 1日（6時間） 講義・演習 5.5時間 認定試験 0.5時間 教科等 2日（12時間） 講義・演習 11時間 認定試験 1時間	選択 18時間
	中学校教諭	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語（英語）、いわての復興教育、生徒指導、道德教育、情報活用能力、家庭・地域連携、年代別マネジメント 等		
	高等学校教諭	国語、地理歴史・公民、数学、理科、保健体育、水産、福祉、情報、外国語（英語）、家庭、農業、工業、商業、いわての復興教育、特別支援教育、教育法規、情報活用能力、家庭・地域連携、年代別マネジメント 等		
	特別支援学校教諭	特別支援学校の教科指導、いわての復興教育、情報活用能力、家庭・地域連携、年代・課題別マネジメント 等		

【養護教諭】

内容		日数（時数）	更新講習対応
必修	小学校教諭・中学校教諭・高等学校教諭・特別支援学校教諭に同じ	1日（6時間） 講義・演習 5.5時間 認定試験 0.5時間	必修 6時間
選択必修	小学校教諭・中学校教諭・高等学校教諭・特別支援学校教諭に同じ	1日（6時間） 講義・演習 5.5時間 認定試験 0.5時間	選択必修 6時間
専門Ⅰ 専門Ⅱ	養護教諭の専門性を生かした健康教育の進め方、年代別マネジメント 等	専門Ⅰ 1日（6時間） 講義・演習 5.5時間 認定試験 0.5時間 専門Ⅱ 2日（12時間） 講義・演習 11時間 認定試験 1時間	選択 18時間

【栄養教諭】

内容		日数（時数）	更新講習対応
必修	小学校教諭・中学校教諭・高等学校教諭・特別支援学校教諭に同じ	1日（6時間） 講義・演習 5.5時間 認定試験 0.5時間	必修 6時間
選択必修	小学校教諭・中学校教諭・高等学校教諭・特別支援学校教諭に同じ	1日（6時間） 講義・演習 5.5時間 認定試験 0.5時間	選択必修 6時間

専門Ⅰ	栄養教諭の専門性を生かした食に関する指導の進め方、年代別マネジメント 等	専門Ⅰ 1日(6時間) 講義・演習 5.5時間 認定試験 0.5時間	選択 18時間
専門Ⅱ		専門Ⅱ 2日(12時間) 講義・演習 11時間 認定試験 1時間	

Q8： 中学校や高等学校の教科は、現在自分が担当している教科を選択するのですか？

A8： 教科の選択は、各自の課題意識に応じて以下の①から③の順に該当するものを選択してください。複数の免許状を有する場合は、主に用いている免許状に対応した研修を選択してください。

<参考>

旧免許状所有者は、その修了（履修）証明書による申請で、所有するすべての免許状が更新されます。（新免許状所有者においては、教員免許状の種類（教諭、養護教諭、栄養教諭）に応じた研修をそれぞれ受講した後、更新申請をすることにより更新されます。

- ① 研修対象期間に主として担当している教科
- ② 研修対象期間に担当していないが、過去に主として担当しており、今後担当することが見込まれる教科
- ③ 今後、主として担当していきたいと考えている教科

Q9： 例年、アイーナのホールで研修することがありますが、アイーナのホールには机がないので、机のある別の研修会場を使用することはできませんか？

A9： 授業力向上研修では、年度により500名を超える研修者が会場に入ることがあります。さらに、認定試験を実施するための会場も必要です。限られた予算の中でこの条件を満たす会場がないためアイーナ以外の会場を使用することができません。今後もアイーナを研修会場としたいと考えています。御不便をおかけする部分もありますが、事情を御理解いただければと思います。

Q10： 研修中にタブレット等を使用することはできますか？

A10： 研修中にタブレット等（注1）を使用することはできます。しかし、認定試験ではタブレット等の使用は一切認めません。研修内容等をタブレット等に記録しても、認定試験では使えませんのでご注意ください。また、タブレット等による撮影・録音は、講師の許可がある講義に限り可能ですので、実施要項や講義開始前の説明をよく確認してください。

※（注1）タブレット等とは、撮影、録音又は通信機能を持つ電子機器を指します。

Q11： 研修中におけるタブレット等の使い方を具体的に教えてください。

A11： タブレット等の使用は以下のとおりです。

- ① デジタル資料を閲覧する。
- ② 語句を検索する。
- ③ スライドや成果物を保存する。

※ ただし、講師の許可がある講義に限りタブレット等の使用ができます。実施要項や講義開始前の説明等をよく確認してください。

【 免許更新の手続 FAQ 】

Q 1. 授業力向上研修の対象者以外の職の者は、どこで免許状更新講習を受講するのですか？

⇒ 大学等が開設する免許状更新講習に各自で申込み、受講してください。

- ・ 校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、指導養護教諭は、免許状更新講習受講免除の申請（県教育委員会事務局教職員課）をすることにより、免許状更新講習が免除されます。
- ・ 再任用の教諭、常勤・非常勤の講師、養護助教諭は、免許状更新講習の受講義務がありますので、各自で免許状更新講習を受講してください。
- ・ 実習教諭、寄宿舎指導員は、免許状更新講習の受講義務はありませんが、教員免許状の更新を希望する場合は、各自で免許状更新講習を受講してください。

Q 2. 修了（履修）のために、試験はありますか？

⇒ 研修内容（「必修」「選択必修」「教科外」「教科等」「専門Ⅰ」「専門Ⅱ」）ごとに、認定試験が行われます。

※ 試験時間は、30分又は1時間で筆記試験を原則とします。

※ 試験に合格した場合は、「免許状更新講習修了（履修）証明書」が発行されます。

Q 3. 授業力向上研修を受講すれば、教員免許状は更新されるのですか？

⇒ いいえ、授業力向上研修を修了しただけでは、教員免許状は更新されません。次のQ 4に示す手続をして下さい。

Q 4. 授業力向上研修を修了しました。教員免許状を更新するには、どのような手続が必要ですか？

⇒ 教員免許状の更新は個人の責任で行うものです。当該者個人が、必要書類に免許状更新講習30時間分の「免許状更新講習修了（履修）証明書」を添付して、県教育委員会事務局教職員課に「免許状更新講習修了確認」（旧免許状）、又は「免許状更新講習の修了による有効期間更新」（新免許状）の申請を行うことが必要です。申請は、修了証明書が届いた年度内、又は30時間分の履修証明書が揃った年度内に速やかに行ってください。

Q 5. 教員免許状は、どのように更新されるのですか？

⇒ 上記の申請手続をしてから約1か月後に、県教育委員会事務局教職員課から「免許状更新講習修了確認証明書」（旧免許状）、又は「有効期間更新証明書」（新免許状）が本人宛てに発行されることで更新されます。

Q 6. 複数の免許状を所有している場合、免許状ごとに更新が必要ですか？

⇒ 旧免許状所有者においては、研修修了後に更新申請することにより、所有するすべての免許状が更新されます。新免許状所有者においては、教員免許状の種類（教諭、養護教諭、栄養教諭）に応じた研修をそれぞれ受講した後、更新申請をすることにより更新されます。

Q 7. 「免許状更新講習修了確認（有効期間更新）」の申請は、いつまでに行えばよいのですか？

⇒ 必ず、修了確認期限（有効期間の満了の日）の2か月前までに行う必要があります（県教育委員会事務局教職員課必着）。

Q 8. 授業力向上研修で認定試験を受けない場合があるようですが、どのような方ですか？

⇒ 次のような方が該当になります。

- ・ 授業力向上研修の受講期間に、大学等他機関で免許状更新講習を受講し、免許状更新講習修了確認（有効期間更新）の申請が済んでいる方。
- ・ 授業力向上研修の受講期間に上級免許や新規免許を取得し、免許状更新講習修了確認（有効期間更新）の申請が済んでいる方。

これらに該当する方は、免許状更新ではなく基本研修として授業力向上研修を受講するため、認定試験の受験は必要ありません（希望により受験は可能です。）。該当者は、事前に総合教育センター授業力向上研修担当までお知らせ下さい。